

令和8(2026)年3月23日	資料5
令和7(2025)年度第2回栃木県地域医療構想調整会議	

かかりつけ医機能報告制度の協議の場について

栃木県保健福祉部医療政策課

かかりつけ医機能報告制度の協議の場について

※かかりつけ医機能：身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能

報告対象医療機関：特定機能病院及び歯科医療機関を除く病院及び診療所

本制度について

趣旨

- ・地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す治療」から「治し、支える治療」を実現するためにこれまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加えて、かかりつけ医機能を発揮されるために行われた制度整備の一つ。
- ・地域の医療機関等をはじめとする多職種が機能や専門性に応じて連携し、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスのもと、必要な時に必要な医療を受けられる体制を確保することに重きをおいている。（かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン(第1版)より）

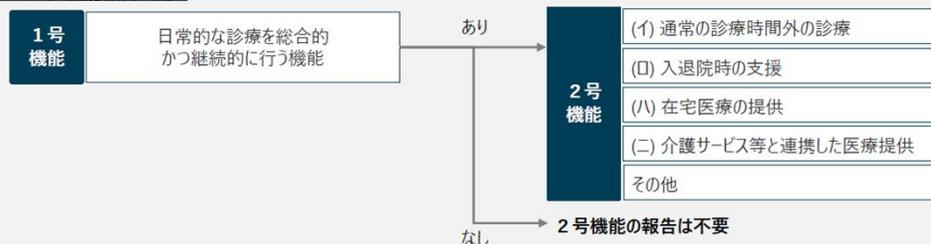
概要

- ・各医療機関からかかりつけ医機能について都道府県知事に報告をする。
- ・都道府県知事はかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに公表し、協議の場で地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を検討・公表する。

報告内容について

- ・かかりつけ医機能報告は、大きく、下記の1号機能と2号機能に分けられます。
- ・1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告を行うこととなります。

かかりつけ医機能報告の流れ



かかりつけ医機能が「有り」となる要件

< 1号機能 >

○ 以下の報告事項のうち、(★)を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
- 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む) (★)

< 2号機能 >

○ 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

スケジュール

医療機関

報告

報告

1-3月

4月

7月

12月

1-3月

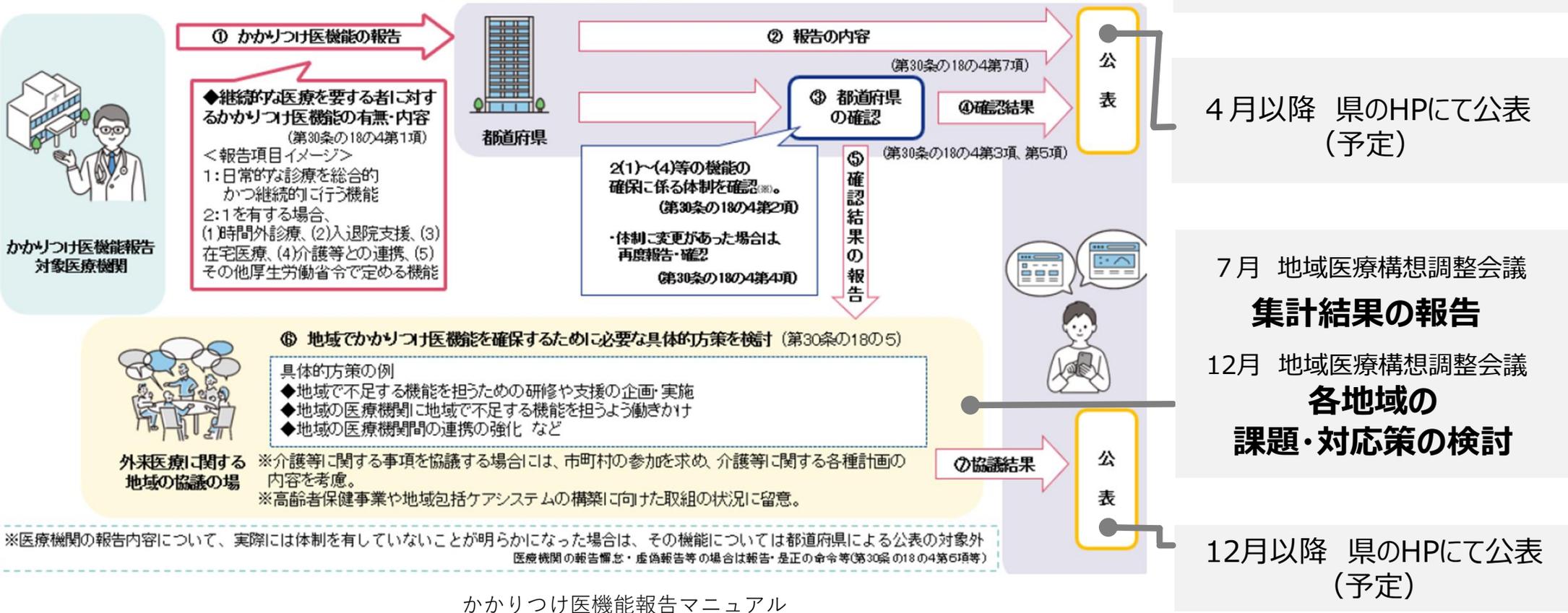
報告内容の集計・分析・公表 → 協議の場の開催 → 協議の場の結果公表

都道府県

令和7年度回答期限：3月31日(火)

かかりつけ医機能報告制度の協議の場について

図 かかりつけ医機能報告概要



※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外医療機関の報告欄に、虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

令和8年度は制度開始直後で報告内容が見通せないため、まずは地域医療構想調整会議で協議します。7月に集計結果の報告、12月に各地域の課題・対応策についての検討を行い、結果を県のHPで公表いたします。事業の方向性が定まり次第、適切な会議体において開催する予定です。